

港湾法施行令及び沖繩振興特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）（第一条関係）	.....	1
○ 沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（抄）（第二条関係）	.....	11
○ 広域臨海環境整備センタ―法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）（附則第二項関係）	.....	12
○ 地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）（抄）（附則第三項関係）	.....	13

改 正 案	現 行
目次	
第一章 国際戦略港湾等（第一条—第一条の三）	（新設）
第二章 港湾計画（第一条の四）	
第三章 港務局の債務（第一条の五）	
第四章 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け	
第一節 特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け（第二条—第八条）	
第二節 特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け（第九条—第九条の三）	
第三節 埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け（第十条—第十二条）	
第五章 港湾区域内の工事等の許可及び臨港地区内における行為の届出等（第十三条—第十五条の四）	
第六章 港湾環境整備負担金の負担の基準（第十五条の五）	
第七章 国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例（第十五条の六）	
第八章 入港料を徴収されない船舶（第十六条）	
第九章 国土交通大臣がする港湾工事等	
第一節 港湾管理者の権限及び高度港湾工事の代行（第十六条の二—第十六条の六）	
第二節 直轄工事によつて生じた港湾施設の管理の委託（第十七条—第十七条の九）	
第十章 緊急確保航路（第十七条の十）	
第十一章 港湾区域の定めのない港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為（第十八条）	

第十二章 港湾の施設に関する技術上の基準（第十九条―第二十条）

第十三章 雑則（第二十一条・第二十二条）  
附則

第一章 国際戦略港湾等

第一条～第一条の三 （略）

第二章 港湾計画

（削る）

第一条の四 （略）

第三章 港務局の債務

第一条の五 法第十条第二項の政令で定める債務は、借入金に係る債務であつて、その借入期間が一年を超えるものとする。

（削る）

第四章 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第一節 特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第二条～第八条 （略）

第二節 特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け

付

第一章 重要港湾等

第一条～第一条の三 （略）

（新設）

（港湾計画）

第一条の四 （略）

（新設）

（国内産業の開発上特に重要な港湾）

第一条の五 法附則第二項に規定する港湾は、別表第四のとおりとする。

第二章 特定用途港湾施設等

（新設）

（新設）

第二条～第八条 （略）

（新設）

第九条〜第九条の三 (略)

第三節 埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第十条・第十一条 (略)

(削る)

第十二条 削除

第五章 港湾区域内の工事等の許可及び臨港地区内における行為の届出等

第十三条〜第十五条の四 (略)

第六章 港湾環境整備負担金の負担の基準

(削る)  
第十五条の五 (略)  
2 (略)

第七章 国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例

(削る)  
第十五条の六 (略)

第九条〜第九条の三 (略)

(新設)

第十条・第十一条 (略)

第三章 雑則

(港務局の債務)

第十二条 法第十条第二項の政令で定める債務は、借入金に係る債務であつて、その借入期間が一年をこえるものとする。

(新設)

第十三条〜第十五条の四 (略)

(新設)

(港湾環境整備負担金の負担の基準)  
第十五条の五 (略)  
2 (略)

(新設)

(国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例)  
第十五条の六 (略)

第八章 入港料を徴収されない船舶

(削る)

第十六条 法第四十四条の二第一項ただし書の政令で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

第九章 国土交通大臣がする港湾工事等

第一節 港湾管理者の権限及び高度港湾工事の代行

(直轄工事に係る港湾管理者の権限の代行)

第十六条の二 法第五十二条第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 法第三十七条第一項の許可を与え、法第六十条の二第一項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は法第五十六条の四第一項の規定により当該許可を取り消し、その効力を停止し、当該条件を変更し、若しくは新たな条件を付すること。

二 法第三十七条第一項の規定に違反した者に対し法第五十六条の四第一項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第二項の規定により当該措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくはその委任した者に行わせること。

三 法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により協議に应ずること。

四 法第四十三条の二の規定により港湾工事の施行及び費用の負担について協議すること。

五 法第五十六条の五第一項(法第三十七条第一項の許可に係る部分に限る。)の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。

(新設)

(入港料を徴収されない船舶)

第十六条 法第四十四条の二第一項但書の政令で定める船舶は、左の各号に掲げるものとする。

一 六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2| 国土交通大臣は、前項各号に掲げる権限を港湾管理者に代わつて行おうとするときは、権限の代行に係る港湾の名称及び区域、代行する権限並びに権限の代行の開始の日を官報により公示しなければならぬ。権限の代行の全部又は一部を終了しようとするときも、権限の代行の開始の場合に準じてその旨を公示するものとする。

3| 国土交通大臣は、第一項第一号から第四号までに掲げる権限を港湾管理者に代わつて行つたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

第十六条の三 法第五十二条第三項の規定により前条第一項第一号又は第三号に掲げる港湾管理者の権限を国土交通大臣が代わつて行う場合における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
水産資源 保護法（ 昭和二十 六年法律 第三百十 三号）	第二十二 条第五項	ついで港湾 管理者	ついで港湾管理者若しくは 国土交通大臣
地すべり 等防止法 （昭和三十 三年法	第四十八 条第二項	港湾管理者	港湾管理者又は国土交通 大臣

（新設）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）	第十二条第三項	港湾管理者	港湾管理者若しくは国土交通大臣
--------------------------------------	---------	-------	-----------------

2 | 法第五十二条第三項の規定により前条第一項第二号に掲げる港湾管理者の権限を国土交通大臣が代わつて行う場合における法第五十六条の四の規定の適用については、同条第一項中「同号イ」とあるのは、「同号イ又はハ（第三十七条第一項に係る部分に限る。）」とする。

（高度港湾工事の代行に係る港湾施設）

第十六条の四 | 法第五十二条の二第一項の政令で定める港湾施設は、水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（駐車場及びヘリポートを除く。）とする。

（新設）

（高度港湾工事に係る港湾管理者の権限の代行）

第十六条の五 | 法第五十二条の二第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わつて行う権限は、第十六条の二第一項各号に掲げるものとする。

（新設）

2 | 第十六条の二第二項及び第三項並びに第十六条の三の規定は、国土交通大臣が法第五十二条の二第三項の規定により港湾管理者

の権限を代わつて行う場合について準用する。

(高度港湾工事の代行に係る公示)

第十六条の六 法第五十二条の二第四項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

- 一 高度港湾工事の代行に係る港湾の名称
- 二 高度港湾工事の代行に係る港湾の区域
- 三 高度港湾工事の代行の開始の日

2 法第五十二条の二第五項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

- 一 高度港湾工事の代行の全部又は一部を完了した港湾の名称
- 二 高度港湾工事の代行の全部又は一部を完了した港湾の区域
- 三 高度港湾工事の代行の全部又は一部を完了した日

第二節 直轄工事によつて生じた港湾施設の管理の委託

第十七条〜第十七条の九 (略)

第十章 緊急確保航路

(削る)

第十七条の十 法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域は、別表第四のとおりとする。

第十一章 港湾区域の定めのない港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為

(削る)

第十八条 (略)

(新設)

(新設)

第十七条〜第十七条の九 (略)

(新設)

(緊急確保航路)

第十七条の十 法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域は、別表第五のとおりとする。

(新設)

(港湾区域の定めのない港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為)

第十八条 (略)

第十二章 港湾の施設に関する技術上の基準

(技術基準対象施設)

第十九条 (略)

第十九条の二、第二十条 (略)

第十三章 雑則

第二十一条・第二十二条 (略)

附則

1 (施行期日)  
(略)

2 (法第五十五条の七第一項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金の償還方法の特例)  
(略)

3 (国内産業の開発上特に重要な港湾)

3 法附則第二項の政令で定める国内産業の開発上特に重要な港湾は、次の表のとおりとする。

都道府県	
神奈川県	横須賀
京都府	舞鶴
広島県	

(新設)

(港湾の施設)

第十九条 (略)

第十九条の二、第二十条 (略)

(新設)

第二十一条・第二十二条 (略)

附則

1 (新設)  
(略)

2 (新設)  
(略)

3 (新設)

長崎	福岡
佐世保	苅田

4| (法附則第三項から第五項までの国の貸付金の償還期間等)

5| (略)

前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三項から第五項までの規定による国の貸付金（次項及び附則第七項において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

6| (略)

11| 法附則第十九項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 国の貸付金の貸付けを受けた者は、附則第九項第一号の工事実施計画を変更する場合にあつては国土交通大臣及び港湾管理者の、同項第二号の事業計画又は同項第三号の資金計画を変更する場合にあつては国土交通大臣の承認を受けなければならないこと。

四 (略)

12| (略)

(削る)

3| (新設)

4| (略)

前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三項から第五項までの規定による国の貸付金（次項及び第六項において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

5| (略)

10| 法附則第十九項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 国の貸付金の貸付けを受けた者は、附則第八項第一号の工事実施計画を変更する場合にあつては国土交通大臣及び港湾管理者の、同項第二号の事業計画又は同項第三号の資金計画を変更する場合にあつては国土交通大臣の承認を受けなければならないこと。

四 (略)

11| (略)

別表第四（第一条の五関係）

別表第四  
(第十七条の十関係)  
(略)

別表第五  
(第十七条の十関係)  
(略)

長崎	福岡	広島	京都	神奈川県	都道府県
佐世保	苅田	呉	舞鶴	横須賀	

○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾工事に係る負担の特例及び港湾管理者の権限の代行）            第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第百条第五項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わって行う権限は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十条の二第一項各号に掲げるものとする。</p> <p>4 港湾法施行令第十六条の二第二項及び第三項並びに第十六条の三の規定は、国土交通大臣が法第百条第五項の規定により港湾管理者の権限を代わって行う場合について準用する。</p>	<p>（港湾工事に係る負担の特例）            第三十五条（略）</p> <p>2（略）            （新設）</p> <p>（新設）</p>

○ 広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 1 （略）</p> <p>法附則第三条第二項において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律附則第四条第六項又は港湾法附則第十二項の政令で定める場合は、それぞれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）附則第三条第四項又は港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第七項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 1 （略）</p> <p>法附則第三条第二項において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律附則第四条第六項又は港湾法附則第十二項の政令で定める場合は、それぞれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）附則第三条第四項又は港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第六項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。</p>

○ 地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（非課税とされる土地等の範囲等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表第一第十九号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号（機構の業務の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項（定義）に規定する都市計画区域内において行われるものにあつては、民間都市開発の推進に関する特別措置法第二条第二項第二号（定義）に掲げる民間都市開発事業に限る。）とし、同表第十九号に規定する政令で定める処分は、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める処分とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第九項（港湾施設の建設又は改良の工事）の港湾管理者の承認を受けて行う同令附則第十項に規定する係留施設、臨港交通施設（道路、鉄道及び軌道に限る。）、港湾公害防止施設、海洋性廃棄物処理施設又は港湾環境整備施設の建設の工事 当該承認</p> <p>十（略）</p> <p>5〇7（略）</p>	<p>（非課税とされる土地等の範囲等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表第一第十九号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号（機構の業務の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項（定義）に規定する都市計画区域内において行われるものにあつては、民間都市開発の推進に関する特別措置法第二条第二項第二号（定義）に掲げる民間都市開発事業に限る。）とし、同表第十九号に規定する政令で定める処分は、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める処分とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第八項（港湾施設の建設又は改良の工事）の港湾管理者の承認を受けて行う同令附則第九項に規定する係留施設、臨港交通施設（道路、鉄道及び軌道に限る。）、港湾公害防止施設、海洋性廃棄物処理施設又は港湾環境整備施設の建設の工事 当該承認</p> <p>十（略）</p> <p>5〇7（略）</p>